

# 令和2年度 教育委員会 第16回定例会 議案

1 日 時 令和3年2月3日(水) 午後1時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第42号議案	令和3年2月県議会定例会に提出する報告書	…1
第43号議案	令和3年度教育行政の基本方針の策定	…4
第44号議案	静岡地区特別支援学校(仮称)の敷地の選定	…9
<非>第45号議案	令和3年2月県議会定例会に提出する議案	…非
<非>第46号議案	令和2年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者の決定	…非
<非>第47号議案	教職員の懲戒処分について	…非
<非>第48号議案	教職員の懲戒処分について	…非
<非>第49号議案	教職員の懲戒処分について	…非
<非>第50号議案	教職員の懲戒処分について	…非

(3) 報告事項

(4) 閉 会



## 第 42 号議案

令和 3 年 2 月県議会定例会に提出する報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、下記報告書を議会に提出する。

令和 3 年 2 月 3 日提出

静岡県教育委員会教育長

記

- 1 静岡県教育振興基本計画（2018 年度～2021 年度） 2020 年度 評価書

**令和2年度の教育行政の点検及び評価**

(教育政策課)

**1 協議の要旨**

教育委員会では、地教行法第26条により、毎年、教育行政の点検及び評価を行い、議会への報告が義務付けられている。

「静岡県教育振興基本計画」に記載の目標指標や主な取組の進捗状況を自己評価し、教育委員協議会や県教育振興基本計画推進委員会での意見をいただきながら、評価報告書を作成した。本評価書案について、令和2年度の点検評価としてよろしいか伺う。

**2 今後のスケジュール**

定例会での議決後、県議会2月定例会へ提出する予定である。あわせて、ホームページで県民へ公表する。

時 期	内 容
2月3日(水)	教育委員会定例会に議案として提出
2月下旬～3月	県議会2月定例会本会議、常任委員会(文化観光、文教警察)に提出
3月24日(水)	第4回静岡県総合教育会議にて報告
3月下旬	県ホームページ公表



# 静岡県教育振興基本計画（2018～2021年度）の評価 （教育行政の点検評価）

## （要 旨）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和2年度の県教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検評価を行った。この結果を、県ホームページで公開するとともに、今後の教育行政の改善・遂行に反映させていく。

## 1 点検評価の対象及び方法

「静岡県教育振興基本計画（2018～2021年度）」に基づく取組を点検評価の対象とした。評価に当たっては、県教育振興基本計画推進委員会による外部評価を行った。

## 2 評価結果の概要

基本計画の「目標指標」及び「主な取組」の進捗状況の評価を行い、取組内容の課題と方向性及び参考事例について、総括的評価（評価書 P13～P21）にまとめ、要点を端的に伝える構成とした。

### （総括的評価の概要（抜粋））

章	項目	主な内容（今後の方向性）
1	「確かな学力の向上」 「情報教育の推進」 「学び続ける教職員の育成」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用して児童生徒の学びを保障する体制の整備</li> <li>研修の充実や授業動画共有などによる教員の指導力向上</li> <li>ICTモラル・リテラシー、人権教育等の推進</li> <li>ICTを活用した業務改善等による働き方改革の推進</li> </ul>
2	「海外留学等の相互交流の推進」	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議システムなどICTを活用した異文化交流</li> <li>国際バカロレアプログラムの導入実現に向けた取組</li> </ul>
3	「生涯学習を支援する教育環境の充実」 「学びのセーフティネットの構築」 「命を守る教育の推進」	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な学びを支える県民に開かれた県立中央図書館の整備</li> <li>夜間中学の設置手法等の具体化</li> <li>衛生環境や空調設備等の整備、安全教育の推進</li> </ul>

## 【参考】

### ○目標指標の進捗状況

区分	目標値以上	A	B	C	基準値以下	—	計
基準	「実績値」が「目標値」以上	「実績値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満	「実績値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内	「実績値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超え	「実績値」が「基準値」以下	統計値等発表前、当該年度に調査なし等	
計	5 15.2%	3 9.1%	10 30.3%	4 12.1%	11 33.3%	5 —	38 100%
教委のみ	3 13.0%	3 13.0%	9 39.2%	2 8.7%	6 26.1%	4 —	27 100%

### ○主な取組の進捗状況

※(●)は再掲の取組で内数

区分		◎	○	●	計
観点	時間的	前倒して実施	計画どおり実施	計画より遅れている	
	数量的	増加・拡大傾向	横ばい傾向	減少・縮小傾向	
計		22(3) 3.7%	522(77) 87.3%	54(5) 9.0%	598(85) 100%

- ・「●」のほぼ全ての取組が新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期・規模縮小
- ・「○」についても38%の取組が影響を受け、開催の時期や方法の変更、代替する取組等を実施

第 43 号議案

令和 3 年度 教育行政の基本方針の策定

令和 3 年度 教育行政の基本方針を別紙のとおり策定する。

令和 3 年 2 月 3 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 令和3年度 教育行政の基本方針の策定

---

(教育政策課)

### 1 議案の要旨

県教育委員会では、各年度の教育行政の基本的な考え方を学校現場に浸透させ、着実に教育行政を推進するため、毎年度「教育行政の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。

令和3年度についても、県教育振興基本計画、教育行政の点検評価等に基づいて基本方針を策定し、教育委員会定例会に上程する。

### 2 協議の位置付け

令和3年度の基本方針については、部局長方針書及び令和3年度当初予算重点事業を中心に、単年度計画としての重点が明確になるよう、点検評価の結果や市町意見、社会状況の変化等を踏まえて事務局案を策定した。

本案について、令和3年度の教育行政の基本方針としてよろしいか伺う。



## 令和3年度 教育行政の基本方針（案）

静岡県教育委員会は、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」に基づき、静岡県、日本そして世界の未来を拓く「才徳兼備」の人づくりを推進していきます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校の存在意義を改めて考える機会となりました。

今年度は、様々なリスクの中にあっても子供たち一人一人の夢を実現させるため、「人間性」「思考力・判断力・表現力」「知識・技能」に裏付けられた「生きる力」の育成に向け、以下の取組を社会総がかりで重点的に推進します。

※ゴシック体の項目は新たな視点による取組や特に充実を図る取組です。

### I 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

#### 1 「知性を高める学習」の充実

社会環境の急激な変化を見据えた、創造性、多様性、自立性などを積極的に育む教育を推進します。

##### 新しい時代に求められる子供の資質・能力を育成する取組の推進

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善・教育課程の充実促進
- ・新規研修（ICT、メタ認知等）やAI実証等を通じた授業スタイル変革への支援
- ・外国語を通じたコミュニケーション能力の育成や、読書活動等を通じた情操教育の推進

##### ICT教育環境の整備・充実

- ・緊急時も教育活動の継続を可能とするICT機器を活用した学びの保障に向けた体制整備
- ・ハード整備の一層の充実と教材（AI教材を含む）などソフト面での充実・共有
- ・教職員のICT活用指導力の底上げ、ICTモラル・リテラシー、ネット依存対策の充実
- ・市町との情報共有・連携の推進による県全体での取組のレベルアップ

#### 2 「芸を磨く実学」の奨励

実践的な学問「実学」の推進や、大規模スポーツ大会開催を契機とした子供のスポーツ等への興味・関心の向上により、社会と関わる積極性や体力の向上を図ります。

##### 地域産業や地域社会を支える人材育成の推進

- ・小・中学校、高等学校及び特別支援学校における体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ・静岡県について学ぶ地域学や地域社会に貢献する取組など郷土愛を育む学習活動の推進
- ・最先端の技術・技能を学び高める取組など、産業界・大学・関係機関との連携の強化
- ・社会経済状況の変化に対応した就職活動への支援の充実

##### スポーツ・体力向上の推進

- ・オリンピック・パラリンピックを契機とした学校における各種プログラム実施の支援
- ・地域と連携した子供が気軽に安全に運動に親しむ環境の整備

#### 3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

平時・有事を問わず安定した学びを保障する教育基盤の整備や、新たな時代に対応した多様で魅力ある学びの場づくりに取り組みます。また、質の高い教育を支える教職員の資質向上、子供と向き合うための環境整備を進めます。

##### 時代に対応した学校の創出

- ・県立高校で「オンリーワン・ハイスクール」を指定、特色化・魅力化に向けた取組支援
- ・幅広い主体との協働による地域課題解決に向けた教育活動の推進と人材の育成
- ・中山間地・過疎地における地域連携・遠隔授業等による学校の魅力化推進
- ・社会状況の変化や多様な学習活動に対応する学校施設等の計画的な整備

##### 時代に対応した教員の資質能力の向上

- ・これからの時代の教員に求められる資質・能力を明確にし、教員育成指標の見直しに反映
- ・研修の充実による教職員の教育的素養・人間力などの涵養とコンプライアンスの徹底
- ・eラーニングと集合研修のベストミックスによる研修効果の拡大
- ・校種間交流や大学院・民間企業・海外等への計画的派遣による教職員の育成
- ・教職員のこころと体のサポートの充実

##### 学校における働き方改革の推進

- ・民間企業等との連携によるICTを活用した業務改善の重点的な推進
- ・スクール・サポート・スタッフなどの多様な人材との連携、効率的な業務の分担

##### 幼児教育推進体制の充実

- ・ニーズに応じた専門性の高い研修、受講機会の充実など市町・関係機関と連携した取組推進

##### 「共生・共育」を実現する特別支援教育の推進

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の充実
- ・児童生徒の状況に応じたICT活用等による指導の充実、交流及び共同学習の充実
- ・特別支援教育に精通した教員の計画的育成、施設の狭隘化に対応した教育環境の向上

### II 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

#### 1 グローバル人材の育成

多様性を尊重した国際感覚の醸成と、国内外を問わず活躍できる人材を育成します。

##### 海外に触れる機会の拡大

- ・「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用した海外留学等の支援
- ・ICTを活用した海外との異文化交流の促進
- ・国際バカロレアプログラムの導入実現に向けた取組の推進

#### 2 イノベーションを牽引する人材の育成

子供の多様な個性や能力を生かして挑戦する機会の充実に向けた取組を進めます。

##### 技術革新に対応する多様な学習機会の提供

- ・専門的知識・技能を有する外部人材及び先進的な外部の知見活用
- ・校種間交流や大学院・民間企業・海外等への計画的派遣による教職員の育成（再掲）

### III 社会総がかりで取り組む教育の実現

#### 1 地域ぐるみの教育の推進

社会総がかりで子供の学びや育ちを支えていくため、学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による教育力の向上を図ります。

##### 学校・家庭・地域とが連携・協働した教育の推進

- ・コミュニティ・スクールの導入促進と地域学校協働活動との一体的推進
- ・家庭教育支援員の養成と多様な家庭教育支援の推進
- ・「しずおか寺子屋」など地域と連携した教育活動の充実

##### 生涯にわたり学び続けられる環境整備

- ・ウィズコロナ・アフターコロナ時代の新しい県立中央図書館の整備

#### 2 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

地域や福祉と連携して様々な状況にある子供のニーズに対応した教育機会を提供します。

##### 子供の学校生活を支える支援の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部人材と連携した相談体制充実
- ・外国人児童生徒等へのきめ細かな日本語指導、キャリア形成支援
- ・夜間中学の設置手法についての具体化

#### 3 「命を守る教育」の推進

子供が安全・安心な環境の中で健やかに育つよう、系統的・体系的な安全教育を推進するとともに、学校の教育環境の整備・充実を図ります。

##### 学校の安全・安心の確保

- ・静岡県学校安全教育目標を踏まえた、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の安全教育の推進
- ・衛生環境や空調設備の整備、施設の適切な維持修繕などによる安全・安心な教育環境の充実

「令和3年度教育行政の基本方針」に係る意見対応

No.	意見	対応案
1	キャリア教育や地域連携において、プログラムを構築し、体系的に進めていくためには活動を支援する人材の確保が必要であり、コーディネーターに関する記載を基本方針に盛り込めるとよい。(渡邊委員)	◎高等学校における幅広い主体との協働による地域課題解決に向けた教育活動の推進と人材の確保・育成について記載を追加する。  I-3「学びを支える魅力ある学校づくりの推進」 時代に対応した学校の創出 (追加)・ <u>幅広い主体との協働による地域課題解決に向けた教育活動の推進と人材の育成</u>
2	教職員の不祥事に対しては、県独自の条例のようなもので教職員の規範を作るとか、不祥事が起こらないような対策を教育委員会がしっかり考えているということが伝わるようなキーワードが入るとよい。(渡邊委員)	◎教職員の資質向上やコンプライアンスの徹底、教職員の計画的派遣について表現を追加・修正する。  I-3「学びを支える魅力ある学校づくりの推進」 前文 (追加) <u>また、質の高い教育を支える教職員の資質向上、子供と向き合うための環境整備を進めます。</u>
3	今の不祥事対応はもぐらたたき。事件が起きたらつぶしていくという対症療法である。根本的には先生のプライド、特別な職業であるという意識醸成が必要。学校を出たらそれで終わりではなく、10年20年たって学び直す。教職員大学への派遣人数を増やすことも一案。教職員の質の改善をしないと不祥事はなくなり、問題の本質的な解決にならない。(後藤委員)	時代に対応した職員の資質能力の向上 (修正)・研修の充実による <u>教職員の</u> 教育的素養・人間力などの涵養と <u>コンプライアンスの徹底</u> (追加)・ <u>校種間交流や大学院・民間企業・海外等への計画的派遣による教職員の育成</u> (II-2「イノベーションを牽引する人材の育成」にも記載)
4	教職員企業研修の成果報告をWEB視聴した。企業研修を通して感じたことを報告していたが、教員が普段活動する学校が、クロードンサイエティ、閉鎖された社会であるということを強く感じた。いかに開かれた教育現場にするかということが極めて重要な考え方である。企業研修の期間、頻度、人数など今のレベルでは足りなく、もっと大規模に拡大して、先生方が社会と密接に絡み合いながら教育を牽引していくという仕組みが必要である。(藤井委員)	◎教員の派遣等について、「I-3学びを支える魅力ある学校づくりの推進」とII-2「イノベーションを牽引する人材の育成」の双方に記載する。  I-3「学びを支える魅力ある学校づくりの推進」 時代に対応した教員の資質能力の向上 (追加)・ <u>校種間交流や大学院・民間企業・海外等への計画的派遣による教職員の育成</u>
5	民間企業との交流では、自身の会社でも半年間受け入れた。先生には意欲的に取り組んでいただき、会社側でも教えてもらうこともたくさんあった。交流することは互いにプラスであり、今後も積極的に進めていただきたい。(後藤委員)	II-2「イノベーションを牽引する人材の育成」 技術革新に対応する多様な学習機会の提供 →同様の記載を(再掲)で表示

No.	意 見	対 応 案
6	『Ⅰ－２「技芸を磨く実学」の奨励』の２点目「スポーツ・体力向上の推進」において「子供たちが気軽に安全に運動に親しむ環境の整備」と記載があるとおり、スポーツ施設等を「気軽に」利用できるようお願いしたい。（小野澤委員）	◎取組の具体的な方向性として、記載を追加する。 <b>Ⅰ－２「技芸を磨く実学」の奨励 スポーツ・体力向上の推進</b> （修正） <u>地域と連携した</u> 子供が気軽に安全に運動に親しむ環境の整備
7	民間のスペシャリストの授業を単位認定にするためには、どのような課題があるのかという研究を大学と２月から始める。静岡県でもスペシャリストを学校に巻き込んで単位認定できるような取組をしていけるとよい。（小野澤委員）	◎先進的な外部の知見活用について記載を追加する。 <b>Ⅱ－２イノベーションを牽引する人材の育成 技術革新に対応する多様な学習機会の提供</b> （修正）・専門的知識・技能を有する外部人材 <u>及び先進的な外部の知見活用</u>
8	「Ⅲ－３「命を守る教育」の推進」では、設備の充実だけでなく、感染症に対する知識や、地震防災、交通事故防止など、教育内容として命を守る教育の充実を盛り込むことも必要。（伊東委員）	◎安全教育の推進に関する記載を追加・修正する。また、全般的な施設整備に関する記載を「Ⅰ－３学びを支える魅力ある学校づくりの推進」に移動する。  <b>Ⅲ－３「命を守る教育」の推進 前文</b> （修正） <u>子供が安全・安心な環境の中で健やかに育つよう、系統的・体系的な安全教育を推進するとともに、学校の教育環境の整備充実を図ります。</u>  <b>学校の安全・安心の確保</b> （修正）・静岡県学校安全教育目標を踏まえた、 <u>「生活安全」「交通安全」「災害安全」安全教育の推進</u> ・ <u>衛生環境や空調設備の整備、施設の適切な維持修繕などによる安全・安心な教育環境の充実</u>  <b>Ⅰ－３「学びを支える魅力ある学校づくりの推進」 時代に対応した学校の創出</b> （追加）・ <u>社会状況の変化や多様な学習活動に対応する学校施設等の計画的な整備</u>



## 第 44 号議案

### 静岡地区特別支援学校（仮称）の敷地の選定

静岡地区特別支援学校（仮称）の敷地について、次のとおり選定する。

学校名	所在地
静岡地区特別支援学校（仮称）	静岡市駿河区曲金六丁目 1 番 5 号 （静岡視覚特別支援学校に併置）

令和 3 年 2 月 3 日

静岡県教育委員会教育長

静岡地区特別支援学校（仮称）の敷地の選定

---

1 静岡地区特別支援学校（仮称）の概要

静岡北特別支援学校及び清水特別支援学校の狭隘化解消と静岡北特別支援学校の通学負担を軽減するため、知的障害を対象とした特別支援学校を整備する。

2 敷地選定の経緯

候補地選定に当たっては、静岡地区全体の特別支援学校の配置バランス、通学の利便性等の各要件を選定基準とし、総合的に判断した結果、現静岡視覚特別支援学校に併置することとした。

## 第16回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	富士富士宮地区特別支援学校高等部分校（仮称）の設置場所の決定	1
2	令和4年度 静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点	2
配布 報告	監査結果に関する報告	3
	<非>令和3年2月県議会定例会に提出する報告案件	非





## 富士富士宮地区特別支援学校高等部分校（仮称）の設置場所の決定

(特別支援教育課)

(概要)

富士富士宮地区に、特別支援学校高等部分校を整備する。

### 1 設置のねらい

- (1) 富士特別支援学校の狭隘化解消
- (2) 同年代同士の共生・共育の推進

### 2 設置場所

県立富士東高等学校内（富士市今泉）

### 3 開校年月

令和 5 年 4 月（予定）

### 4 設置学部等

高等部（9 人×2 学級×3 学年 計 54 人程度）

### 5 対 象

知的障害（比較的軽度の生徒を対象）

### 6 通学範囲

富士市東部地区を想定

### 7 整備スケジュール

令和 3 年 2 月 3 日 定例会報告

令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月 設計・改修工事

令和 5 年 4 月 開校

その他 高等部分校設置実績

開校年度	分校名称	設置先の高校
H 1 4	東部特別支援学校伊豆高原分校	伊東高校城ヶ崎分校
H 1 6	静岡北特別支援学校南の丘分校	駿河総合高校
H 1 8	掛川特別支援学校御前崎分校	池新田高校
H 2 1	沼津特別支援学校伊豆田方分校	田方農業高校
H 2 2	袋井特別支援学校磐田見付分校	磐田北高校
H 2 3	東部特別支援学校伊豆松崎分校	松崎高校
H 2 3	富士特別支援学校富士宮分校	富士宮北高校
H 2 3	浜松特別支援学校城北分校	浜松城北工業高校
H 2 5	沼津特別支援学校愛鷹分校	沼津城北高校
H 2 5	藤枝特別支援学校焼津分校	焼津水産高校



令和 4 年度 静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

- 1 「栄養教員」を対象とした採用選考試験を新設する。
  - ・受験資格は、「栄養教諭普通免許状」を有している人、又は、令和 4 年 4 月 1 日までに取得見込の人が対象となる。（「小中学校」又は「特別支援学校」に配置予定）

2 小中学校教員・養護教員の変更点

(1) 1 次選考試験の「会場」を一部変更する。

- ・「中学校教員」及び「養護教員」の 1 次選考試験の「会場」を変更する。本年度までは、静岡市内の小・中学校を会場として実施してきたが、来年度は、静岡県立静岡中央高等学校において実施する。なお、小学校教員の会場については、変更しない。

【本年度】		【来年度】	
1 次試験	会 場	1 次試験	会 場
小学校教員	静岡県立駿河総合高等学校	小学校教員	静岡県立駿河総合高等学校
中学校教員	静岡市立安東中学校 静岡市立安東小学校 静岡市立東中学校	中学校教員	静岡県立 静岡中央高等学校
養護教員	静岡市立安東中学校	養護教員	
		栄養教員	

※来年度からは、「栄養教員」も加わる。

(2) 「教科専門試験」において、一部マークシート式解答用紙を採用する。

- ・小学校教科専門における選択教科（音楽・図工・家庭・体育・外国語）及び養護教員専門、栄養教員専門については、マークシート式解答用紙とする。

(3) 「中学校教員」及び「小・中学校共通教員」における加点を一部変更する。

- ・加点制度のうち「英語に関する資格等（実用英語技能検定、TOEFL、TOEIC）」の加点を「5 点」から「10 点」とする。

3 高等学校教員の変更点

(1) 工業（建築・土木）」を実施

- ・高等学校教員の試験実施教科として、新たに「工業（建築・土木）」を実施する。工業の科目では、「機械、電気電子通信」の 2 科目から、「機械、電気電子通信、建築・土木」の 3 科目の実施とする。なお、本年度に実施した「美術」「福祉」は実施しない。

4 特別支援学校教員の変更点

(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校普通免許状の 4 つの免許所有者の教科専門試験における加点を 8 点とする。

※以下の点は、今年度から実施しており、来年度も継続して実施する。

- (2) 特定教科（数学・理科・技術・家庭）における選考を実施する。
- (3) 特別支援学校での実務経験 3 年以上の受験者は、特別支援学校教諭普通免許取得を受験資格の要件とする。
- (4) 特別支援学校普通免許状の「視覚」「聴覚」免許所有者の教科専門試験における加点を 10 点とする。

## 監査結果に関する報告

(教育総務課)

### 1 概要

令和 2 年度第 2 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
第 2 回	R 2 . 9 . 30	R 2 . 7 . 9 ～	定期監査	37 所属	注意 3 件 意見 3 件
		R 2 . 9 . 11	随時監査	2 所属	指摘等なし

### 2 監査結果の区分

#### (1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

#### (2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

#### (3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

### 3 指摘等一覧

(1) 令和2年度第2回 監査結果

ア 定期監査

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
教育総務課	非常勤職員の基本報酬単価の算定誤り	P. 1
健康体育課	補助金支出における債主誤り	P. 2
社会教育課	業務委託の不適切な履行確認	P. 3

<意見>

対 象 機 関	件 名	詳細
教育政策課	I C T教育の推進	P. 4
教育施設課	県立学校施設の老朽化対策	P. 5
健康体育課	運動部活動の効率的・効果的な実施	P. 7



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	令和2年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の基本報酬単価の算定誤り</p> <p>3 内 容 県立高等学校の非常勤職員を採用するに当たり、学校から誤った基本報酬単価が記載された職員採用内申書が提出され、この誤りに気付かないまま任用手続を行い、誤った基本報酬単価で任用決定していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題認識</p> <p>本件は、令和元年度の非常勤職員を任用するに当たり、学校担当者の単価表の確認ミス及び所属のチェック不足により、学校から誤った基本報酬単価が記載された職員採用内申書が提出されたにも関わらず、その誤りに気が付かないまま任用手続を行い、誤った基本報酬単価で任用の決定をしたことが原因です。</p> <p>監査における指導を受け、当該非常勤職員に対して発生原因等を説明し、報酬単価等の再計算を行いました。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>(1) 非常勤職員の基本報酬基準の職種と職員採用内申書の職名が統一されていませんでした。</p> <p>(2) 所属では、職員採用内申書と単価表との照合をしていませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 令和2年度から会計年度任用職員制度の開始に伴い、新たな報酬単価表を作成し、学校が誤った書類を提出しないよう報酬単価表の職と職員採用内申書に記載する職名を統一しました。</p> <p>(2) 職員採用内申書の確認作業にあたり、すべての会計年度任用職員の基本報酬単価について単価表と照合することとしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康体育課	令和2年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 補助金支出における債主誤り</p> <p>3 内 容 平成30年度静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金について、本来、吉田町会計管理者口座に振り込むべきところ、誤って吉田町長の個人口座に振り込み、債主誤りによる過年度返納金及び過年度支出金が発生し、年度内の支払いが出来なかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、財務会計システムにより検索した口座を名義や番号等を確認しないまま支出票を起票したことが原因です。本来は、吉田町の担当課に口座情報を確認するべきでしたが、確認せず、債権者として登録してあった誤った口座を使用していました。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>(1) 支出票起票時における口座情報の確認を行いませんでした。</p> <p>(2) 所属の事務担当者及び会計担当者による相互確認がされていませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 令和元年度に静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金交付要綱を改正し、請求書に振込先として指定する口座の記載欄を設けました。</p> <p>(2) 所属の事務担当者及び会計担当者による相互確認体制を徹底しました。</p>	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
社会教育課	令和2年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な履行確認</p> <p>3 内 容 令和元年度の青少年交流スペース「アンダンテ」設置運營業務委託契約において、全額前金払いにもかかわらず、受託者から提出された1年間分の、「委託業務月例報告書」及び「委託業務実績報告書」について、課内での履行確認を行っていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、「委託業務月例報告書」及び「委託業務実績報告書」について、所属長決裁により履行確認を行わなければならないところ、担当者のみ確認が常態化しておりました。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>課内で委託業務の履行確認をする体制がとれていませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>業務の進捗管理表を作成し、課内で年間業務の進捗管理を可視化できる体制としました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育政策課	令和2年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 I C T教育の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進するため、「学びを拡げる I C T活用事業」により、令和3年度までに、全ての県立学校へ I C T機器(プロジェクタ、タブレット端末、移動式無線 L A Nアクセスポイント)の配備を進めており、令和元年度末の進捗率は55.5% (全県立学校 (分校等を含む) 128校のうち、配備済みは71校) となっています。</p> <p>このうち、移動式無線 L A Nアクセスポイントの配備については、平成30年度に一斉整備を完了し、各校の現有機器を有効活用することになっていましたが、調査の結果、この機器を活用できていない学校が複数あることが判明しました。</p> <p>国の G I G Aスクール構想の取組の中で、令和2年度には、「新時代の学びを支える教育環境充実事業」により、県立学校全ての普通教室に固定式無線 L A Nアクセスポイントが配備されるほか、県立特別支援学校の小・中学部及び県立高等学校の中等部に児童、生徒1人1台端末が配備されることとなっています。</p> <p>そのため、移動式無線 L A Nアクセスポイントのみならず、固定式無線 L A Nアクセスポイントについても、学校に活用方法の説明を行うなど有効活用に努めるとともに、今後の I C T機器の整備全般については、事前に聞き取りを十分に行うことなど、学校現場の実情を把握した上で整備を進めることで、実効性のある取組に努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>固定式無線 L A Nアクセスポイントの利用については、令和3年度までに順次整備する予定であったタブレット端末を1年前倒して整備することにより、令和2年度中に全県立学校に1学級分以上の台数が確保され、普通教室において日常的に利用されることが見込まれます。</p> <p>これに伴い、移動式無線 L A Nアクセスポイントを生物室や化学室等の特別教室において有効に利用することで、学校全体で I C Tを活用した授業環境の向上を図ります。</p> <p>また、Google社が実施するビデオ研修や、 I C Tを活用した指導に知見のある教員が使用する教材の作成過程や授業風景を紹介する動画の視聴などにより、教員の指導力の向上を促進し、授業での円滑で効果的な I C T機器の活用を促進していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育施設課	令和2年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 県立学校施設の老朽化対策</p> <p>3 内 容 教育委員会では、127校（高等学校90校、特別支援学校37校）、1教室の学校施設、延べ床面積にして約 150 万㎡の建物を保有し、これは、静岡県が保有する施設の約 40%に相当します。</p> <p>中でも高度経済成長期を中心に建てられた築 40 年を超える建物が約 40%を占めており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>老朽化に伴う大規模改修や建替えに多額の費用が必要となる中、令和元年度に、中長期的な施設整備を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、「学校施設中長期整備計画」を策定し、さらには、計画の確実な実施と業務の迅速化・効率化を図り、計画を無駄なく効率的に運用するための「教育FMシステム」を構築し、導入しています。</p> <p>今後は、計画に基づき適切な老朽化対策を進めるとともに、学校の状況等に応じては、適宜、計画の見直しを図ってください。</p> <p>あわせて、学校現場では、外壁落下や雨漏り、不衛生なトイレ等、生徒等への安全・安心が脅かされる事例も見受けられます。早急な対応が必要な改修については、学校への聞き取りを十分に行い、学校現場の実情を把握した上で、最優先で必要な事後保全にも取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>学校施設の老朽化対策は、「学校施設中長期整備計画」に基づき、社会情勢及び財政状況などを踏まえながら着実に実施し、児童・生徒及び教職員等の安全・安心の確保並びに適正な教育環境の実現に努めています。</p> <p>建替え等が必要な校舎については、令和元年度は沼津工業高等学校、清水東高等学校、焼津水産高等学校及び磐田南高等学校の4校5棟の建替えに着手し、令和2年度は沼津商業高等学校、藤枝東高等学校及び島田高等学校の3校5棟の建替え等に着手しています。</p> <p>あわせて、比較的老朽化が進んでいない校舎は、これ以上躯体等が損傷しないように、屋上防水、外壁改修、トイレの乾式化及び設備改修などの計画保全を適正に実施して、校舎を健全に長期間使用することで財政負担の抑制に努めています。</p> <p>また、学校施設中長期整備計画に記載のとおり、建替えが必要と判断された校舎についても、財政状況等を踏まえつつ、児童生徒及び教職員等の安全・安心の確保等を最優先に、建替えまでは事後保全を中心に適正な教育環境を維持していきます。</p> <p>令和2年度からは、新たに教育施設課を設置して建築、電気、機械、土木の専門知識と経験を有す</p>	

る技術職員を増員し、学校等に対して技術的な助言や支援を実施する体制を強化しております。この体制により、学校で発生した不具合に対し、技術職員が現場へ訪問して対応方針への助言、学校発注工事の設計・監理・検査への技術支援、あわせて修繕要望の内容についても優先順位の考え方や適正な修繕費用の精査などを行い、修繕費用の効率的な運用を図っています。

今後は、建築基準法第12条点検や劣化診断を実施した学校に対し、定期的な学校現地調査を実施し、技術的な視点から学校施設の劣化状況等を確認・把握し、修繕の優先度及び修繕範囲等を判断するなどの助言・支援を行ってまいります。

令和3年3月に策定した学校施設中長期整備計画については、他の計画との整合性を図りつつ、学校の状況等に応じて適宜、見直しを進めることとしています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康体育課	令和2年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>3 内 容 平成30年4月に策定した「部活動ガイドライン」は、これまでの教育委員会の取組により、全県下に定着し、多くの市町や県立高校では、個別方針を定め、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>「部活動ガイドライン」では、部活動指導員の活用により、専門的な指導による競技力の向上だけでなく、教員の多忙化や指導時の不安解消を図る上での効果が期待されています。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいます。また、「部活動指導員」の活用を推進する国庫補助事業「市町立中学校部活動指導員配置補助金」については、多くの市町での活用が期待されるものの、令和元年度の交付決定は7市町に留まり、当初予算額も24,560千円から14,863千円の減額が発生しています。</p> <p>また、「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」では、人材バンクの認定指導者の登録数が平成30年度末382人のところ令和元年度末は559人と登録者は増加しているものの、令和元年度の「学校等紹介依頼者と指導者のマッチング」の実績はわずか1件に留まり、事業の成果は見られません。部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、今後は、地域の実情等の原因分析を行い、成果目標を設けるなどして、両制度がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「市町立中学校部活動指導員配置補助金」については、市町からの要望数に基づき予算の確保をしたところですが、市町が希望する指導者の確保が困難であったことなどから、実際の活用が要望数を下回り予算の減額が生じました。</p> <p>また、「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」では、既に指導者として活動している者が、継続的に活動していることが多く、新規の実績が1件に留まりました。</p> <p>今後は、各市町及び学校への聞き取りやアンケートにより地域における指導者の実情や学校における人材確保の現状を分析し、人材バンク登録指導者の学校派遣に関する成果目標を設定するなどして、各市町が必要とする部活動指導員の確保を図り、両制度が有効に活用され、効率的・効果的な部活動が実施されるように努めていきます。</p>	

